杉並区男女共同参画行動計画

令和 4 年度(2022年度)~令和 12 年度(2030年度)

(素案)

令和4年(2022年) 月



【目 次】

		^°->	ブ
◆第1	章 計画の	基本的事項1	
1	計画改定の超	亟旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2	計画の位置の	dけ・・・・・・・・・・・1	
3	計画の期間・	2	
4	計画の基本理	I 念······2	
5	SDGs との関	関係・・・・・・・・・・・2	
◆第2	章 計画を	取り巻く動向等3	
1		3	
2		4	
3		§······4	
4	杉並区の取組	B状況と課題······4	
◆第3 1		体系と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・12 ・・・・・・・・・12	
2	取組方針1	家庭・職場における男女共同参画と	
_	コンドロハフルコー	ワーク・ライフ・バランスを推進する14	
3	取組方針2	あらゆる分野における女性の参画を拡大する・・・・・・18	
4	取組方針3	男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する・・・・20	
5	取組方針4	女性に対するあらゆる暴力を根絶する・・・・・・・・・21	
6	取組方針5	女性の健康と生活の困難を支援する・・・・・・・・・・23	
◆第4	章 計画の	推進に向けて25	
◆第4 1	区役所におけ	推進に向けて・・・・・・・25 ける男女共同参画の推進・・・・・・・25 体制と進捗管理・・・・・26	

◆資料編

第1章 計画の基本的事項

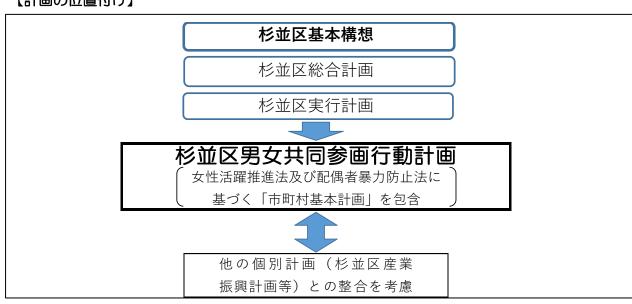
1 計画改定の趣旨

- ○区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成7年(1995年)3月に「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」を策定した以降、7回にわたり計画改定を行い、時代の変化に応じた取組を推進してきました。直近の平成30年(2018年)3月に改定した平成30年4月を始期とする「杉並区男女共同行動計画」は、令和3年度(2021年度)で終期を迎えることとなります。
- 〇こうした中で区は、昨年 10 月に、令和 4 年度(2022 年度)からの概ね 10 年程度を展望した区の最上位計画である「杉並区基本構想」を策定し、同構想に掲げた目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現を図ることとしました。
- 〇これらの経過を踏まえ、本計画を取り巻く状況や令和3年度(2021年度)に区が実施 した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果、「杉並区男女共同参画推進区 民懇談会」の意見等を参考にしつつ、更なる取組の推進を図るため、本計画を改定する こととしたものです。

2 計画の位置付け

- 〇本計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画として、男女 共同参画社会の実現に向けた区の基本理念や取組方針とその内容等を総合的・体系的に 示すもので、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に規定する「市町村男女共同参画 計画」となります。
- 〇また、本計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含するものとします。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

- 〇本計画の期間は、「杉並区総合計画」との整合性を図り、令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までの9年間とします。
- 〇なお、上位計画である「杉並区総合計画」の改定等を踏まえて、所要の改定・見直しを行っていきます。

4 計画の基本理念

○本計画の基本理念は、改定前の計画における基本理念「わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すぎなみ」を基本的に継承することとしつつ、より覚えやすく伝わりやすいものとして、次のとおりとします。

誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち

5 SDGsとの関係

- ○平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて、本計画期間の終期となる令和 12 年 (2030 年) に向けた国際目標である「SDGs」(持続可能な開発のための 2030 アジェンダ) が採択されました。
- 〇このSDGsでは、目標(ゴール)5「ジェンダー平等*を達成し、すべての女性の能力強化を行う」をはじめ、本計画と関係する目標(ゴール)が設定されています。
 - ※ジェンダー平等…ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。
- 〇このことを踏まえて、区の男女共同参画社会の実現に向けた取組とSDGsとの対応関係を明示(P. 12参照)するとともに、今後ともSDGsの考え方と軌を一にした取組を進めていきます。

【本計画と関係するSDGsの目標(ゴール)】



ゴール1「貧困」

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



ゴール3「保健」

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



ゴール4「教育」

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育 を確保し、生涯学習の機会を促進する



ゴール5「ジェンダー」

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及 び女児の能力強化を行う



ゴール8「経済成長と雇用」

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべて の人々の完全かつ生産的な雇用と働きがい のある人間らしい雇用を促進する



ゴール 10「不平等」

国内及び各国間の不平等を是正する



ゴール 11「持続可能な都市」

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び 人間居住を実現する



ゴール 13「気候変動」

気候変動及びその影響を軽減するための緊急 対策を講じる



ゴール 16「平和」

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを 提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明 責任のある包摂的な制度を構築する



ゴール 17「実施手段」

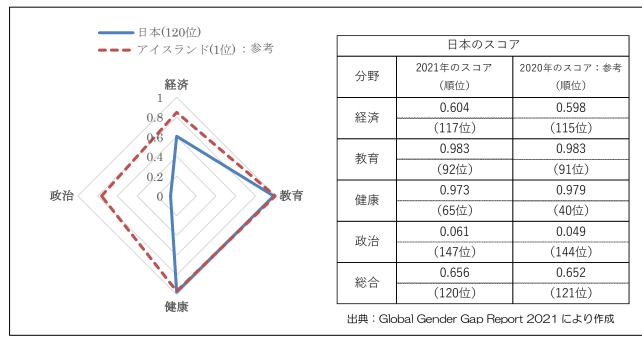
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 計画を取り巻く動向等

1 世界の動き

- 〇前述したSDGsの目標(ゴール)5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」におけるターゲット5.5では、「2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられ、これに向けて各国の取組が加速しています。
- 〇一方、令和3年(2021年)3月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数*2021」において、日本は156か国中120位(G7諸国では最下位)となるなど、依然として日本の女性の活躍は進んでいない状況です。

【ジェンダー・ギャップ指数 2021 (概要)】



※ジェンダー・ギャップ指数…世界経済フォーラムが各国の男女間における格差を経済分野、教育分野、 政治分野及び保健分野の平均から算出し、数値をランク付けしたもの。

○また、現在では新型コロナウィルス感染症の世界的な流行に伴い、世界各地でDVや虐待、貧困が問題となっているため、国連機関から各国政府に対して、迅速かつ的確な対応が求められています。

2 国の動き

- 〇国は、平成 11 年(1999 年) に制定した男女共同参画社会基本法に基づく基本計画を 策定し、男女共同参画を促進するための施策を推進しています。令和2年(2020 年) 12 月には「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、令和3年度(2021 年度)から 5年間を見据えた具体的施策に取り組んでいるところです。
- 〇平成27年(2015年)8月に10年間の時限立法として制定した「女性活躍推進法」が令和元年(2019年)に改正され、令和4年(2022年)4月以降は一般事業主行動計画の策定や女性の職業生活に関する活躍の情報公表の義務が、常時雇用する労働者数101人以上(改正前は301人以上)の事業主に拡大されました。
- 〇このほか、平成30年(2018年)6月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定や、令和元年(2019年)6月の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の制定など、男女共同参画の観点に立った法律の制定・改正等が進められています。

3 東京都の動き

- 〇東京都は、平成 12年(2000年)3月に、「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、 男女平等参画の促進に関する基本理念並びに都、都民及び事業者の責務を明らかにしま した。
- 〇平成 14 年(2002年) 1 月には、「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定し、 以降 5 年毎に計画の改定を行いながら取組を推進しています。
- 〇また、平成 30 年(2018 年) 10 月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年(2019 年) 12 月に「性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、共生社会のまちづくりに向けた取組等を進めています。

4 杉並区の取組状況と課題

〇改定前の「杉並区男女共同参画行動計画(平成 30 年度(2018 年度) ~令和 3 年度 (2021 年度))」では、3つの目標を掲げ、具体的な取組を推進してきました。その取組が況と今後の課題は、次のとおりです。

(1) 目標 I ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり

①取組状況

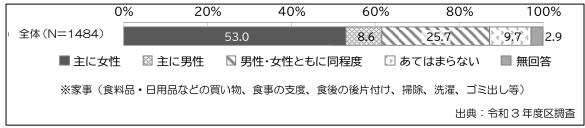
課題	主な実績(概要)	指標とその推移
1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進	安心して子育で・介護等ができる環境整備の取組として、 ・保育施設等の整備(令和3年(2021年)4月現在で、累計3,459人分の認可保育所定員を確保)を計画的に進め、 平成30年度(2018年度)以降4年連続で「待機児童ゼロ」を実現 ・乳幼児親子を主な利用対象とする「子ども・子育てプラザ」の整備(令和3年度(2021年度)末で累計5所)を推進・家族介護者支援事業により、毎年平均約8,100人をサポート	仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合 平成30年度(2018年度)64.0%【実績】 令和元年度(2019年度)
2 働く場における ワーク・ライフ・バ ランスの推進	女性が働きやすい職場づくりの取組として、 ・事業主や従業員等を対象とする、働き方改革等に関するセミナーを毎年開催(毎年平均約70人が参加) ・区内の子育て優良事業者を表彰(平成30年度(2018年度)以降では10団体)し、当該事業者の取組内容等を公表・周知	68.0%【実績】 ↓ 令和2年度(2020年度) 66.5%【実績】 ↓ 令和3年度(2021年度) 80.0%【目標値】
3 就労、再就職、能 力開発の推進	出産・育児等を終えた女性の再就職等支援の取組として、 ・女性再就職支援セミナーを毎年開催(毎年平均約30人が参加) ・ハローワークと連携し、保育士や介護職等の就職面接会を定期的・継続的に実施(毎年平均約28回開催)	

②今後の課題

「1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進」について

○東京都の「令和元年度男性の家事・育児参画状況実態調査」では、週平均の家事・育児関連時間は男性より女性が約5時間多い結果となっています。この状況は、区が令和3年度(2021年度)に実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」(以下「令和3年度区調査」という。)でも同様の傾向となっています。

【家庭での役割分担(家事)】

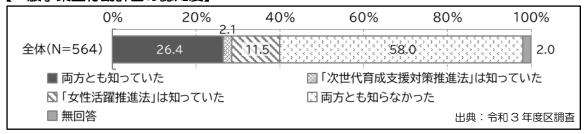


- ○また、現在のコロナ禍において、テレワーク等により家族の在宅時間が増えたこと に伴い、女性の家事・育児時間が増加している状況にあります。
- ○これらのことから、男性の主体的な家事・育児参画を促すための機運の醸成と支援を一層進め、女性の家事・育児時間の減少や社会に参画するための時間の創出とともに、男性の生涯にわたるより豊かな人生につなげていく必要があります。また、男女が仕事と生活を両立することに資するよう、引き続き、安心して出産と子育てができる環境整備等を推進することが求められます。

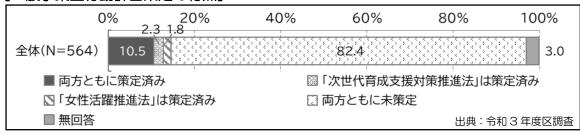
「2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」について

〇国は、女性活躍推進法において、令和4年(2022年)4月から、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務化しました。しかし、区内には常時雇用する労働者が100人以下の事業所が多いことに加え、「令和3年度区調査」では、区内事業所における一般事業主行動計画の認知度は総じて低く、同計画を未策定の事業所が多い実態にあります。

【一般事業主行動計画の認知度】



【一般事業主行動計画策定の有無】



〇これらのことから、引き続き、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向け、区内事業所に対する一般事業主行動計画の策定支援をはじめ、仕事と生活の調和 に関する意識啓発や働き方改革等をより一層促していく必要があります。

「3 就労、再就職、能力開発の推進」について

〇厚生労働省の「令和 2 年度賃金構造基本統計調査」では、都内における平均勤続年 数は男性が女性の 1.49 倍となっており、全国平均(1.44 倍)よりも男女差が大き くなっています。また、都内においては女性の所定内給与は、男性の 74%に止まっ ています。「令和 3 年度区調査」でも、職場での「昇進・昇給に男女差がある」とし た回答が多く、働く場においては依然として男性優位の実態にあることが否めませ ん。

【東京都 男女別平均勤続年数】

女性 8.9 男性 13.3 0 5 10 15 単位(年) 出典: 厚生労働省令和2年度賃金構造基本統計調査

【東京都 男女別平均月収】



〇これらのことから、今後とも、区内事業所に対して男女格差を是正するための取組 を促すとともに、事業所における女性の採用・再就職や女性による創業等を支援して いく必要があります。

(2)目標Ⅱ あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり

①取組状況

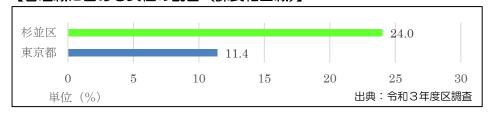
課題	主な実績(概要)	指標とその推移
4 意思決定過程に	働く場における女性活躍推進の取組として、	
おける男女共同参	・区役所の女性管理職の割合 (目標 20%以上に対し、令和 3	社会全体で男女が平等に
画の推進	年(2021 年)4 月現在 23.7%)及び女性係長級の割合	なっていると思う人の割合
	(目標 45%以上に対し、同 42.6%)を高める取組を推進	
	・区内事業所に対し、「ワーク・ライフ・バランス推進ハンド	平成 28 年度(2016 年度)
	ブック」の配布等により、職場の意識改革や風土の改善の	11.1%【実績】
	働きかけを実施	↓
5 防災分野におけ	過去の震災等による教訓を踏まえた防災分野の取組として、	· 令和元年度(2019 年度)
る男女共同参画の	・女性の観点を採り入れた震災救援所運営や備蓄品の配備を	一【実績】
推進	推進	↓
	・区の防災会議委員に女性の参加を促進(令和3年(2021	令和2年度(2020年度)
	年)4月現在で32人中5人が女性委員)	一【実績】
6 地域における男	性別に関わらず地域活動に積極的な参加を促す取組として、	↓
女共同参画の推進	・地域住民活動や NPO 等の活動支援を、すぎなみ協働プラ	令和3年度(2021年度)
	ザ等と連携して実施	30.0%【目標值】
	・すぎなみ地域大学(毎年平均 25 回の講座開催)による人	8.0%【実績】
	材育成等を実施	
7 男女共同参画と	性別による固定的な役割分担意識の解消等を図る取組とし	
人権尊重の意識づ	て、	
<り	・男女平等推進センター事業(啓発講座(毎年5回)、情報提	
	供及び相談事業)を通した区民等への啓発を推進	
	・職員に対する人権教育研修(毎年平均約260人が受講)な	
	ど、学校教育や家庭等における啓発活動事業を実施	

②今後の課題

「4 意思決定過程における男女共同参画の推進」について

○東京都の「令和 2 年度男女雇用平等参画状況調査」では、都内事業所の管理職(課長相当職)に占める女性の割合は 11.4%で毎年上昇しています。「令和 3 年度区調査」でも、区内事業所における課長相当職に占める女性の割合は 24.0%となっています。この都内及び区内事業所における比率は全国に比べて高いものの、ジェンダー・ギャップ指数による管理職の男女比率は 156 か国中 139 位であるなど、国際社会と比較して女性の登用は進んでいません。

【管理職に占める女性の割合(課長相当職)】



- 〇こうした男女格差の根本的な要因には、長時間労働を前提とした働き方に加え、固定的な性別による役割分担意識と性差による偏見・思い込みが多くの企業風土に根強くあることが考えられます。
- 〇これらのことから、区内事業所に対し、性別に係わらず能力・適正に応じた職への配置に努め、女性も男性もキャリアを重ね、指導的な地位に就くことができる女性活躍の推進をより一層促していく必要があります。

「5 防災分野における男女共同参画の推進」について

- 〇震災時の大規模災害発生後は、すべての人々の生活が脅かされ、その中でも特に脆弱な立場に置かれることが多い女性や子ども等に対する影響が大きいことが指摘されています。
- 〇また、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、災害時の避難所運営等における感染症対策にも、男女共同参画の視点を反映することが求められています。
- ○このことから、防災分野における事業所の備え、初動段階、避難生活などの各段階に おいて、より一層女性の視点を採り入れるとともに、有事の際に女性の視点で活躍す ることができる人材の育成を図る必要があります。

「6 地域における男女共同参画の推進」について

○核家族化の進展や地域社会のつながりが希薄化している中で、今後も区民が安心・安全に地域で暮らしていくためには、良好な地域コミュニティの形成が課題となります。「令和3年度区調査」では、地域活動(自治会やPTAなど)の場において男女平等となっていると回答した割合は28.2%となっており、東京都の「男女平等参画に関する世論調査(令和3年3月)」と比較して低い傾向にあります。

【「地域の活動の場」において男女平等となっていると回答した人の割合(区・東京都比較)】



〇これらのことから、男女共に地域活動に参画するとともに、地域団体に対し、その活動における男女共同参画の意識啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。

「7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり」について

〇男女共同参画社会の実現に向けて、阻害要因となる固定的な性別による役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込みは、女性・男性のあらゆる世代に存在しています。「令和3年度区調査」でも、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかと言えば反対」とした回答が全体で78.9%を占めているものの、次のとおり「賛成」または「どちらかと言えば賛成」とする回答があります。

【「男は仕事、女は家庭」という考え方】



【「男は仕事、女は家庭」という考え方に「賛成」または「どちらかと言えば賛成」とする回答(区・国比較)】



【「男は仕事、女は家庭」という考え方に「賛成」または「どちらかと言えば賛成」とする回答(区推移)】



- ○また、同調査による「社会全体で見た場合、男女平等になっているか」の回答は、全体で82.1%が「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答しています。
- 〇加えて、性的少数者(性的マイノリティ)の人々に対し、社会生活の様々な面で偏見 や差別等の人格に関わる問題が発生しています。
- 〇このことから、男女共同参画社会を実現するためには、区民や地域団体のほか、学校 教育等を通じて、長年の中で形成された社会の意識改革に向けた機運や人権尊重の 意識を醸成し、人々の行動変容等を促す取組をより一層推進していく必要がありま す。

(3)目標Ⅲ すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり

①取組状況

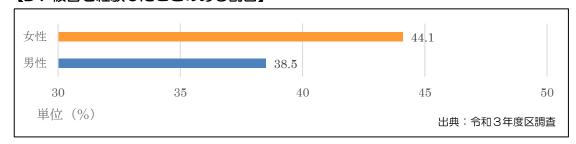
課題	主な実績(概要)	指標とその推移
8 配偶者等暴力の 防止と被害者支援 の充実	 暴力を許さない意識づくりの取組として、 ・区役所でのパネル展や区施設へのポスター掲示のほか、医療機関への啓発カードの設置等により、配偶者等暴力防止の啓発活動を推進また、被害者等支援の取組として、 ・DV 専用ダイアルの運営、各保健センターや子ども家庭支援センター等における各種相談業務に加え、配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、関係機関との連携による適切な被害者支援を実施 	生きがいを感じている 人の割合 平成30年度(2018年度) 77.7%【実績】 令和元年度(2019年度) 77.9%【実績】
9 さまざまな人た ちの暮らしの安心 に向けた支援の推 進	ひとり親家庭や障害者などの生活上の困難等を支援する取組として、 ・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス(毎年平均約48世帯が利用)や、母子生活支援施設への入所等支援(毎年平均約31世帯が入所)を総合的に実施	↓ 令和2年度(2020年度) 77.6%【実績】 ↓
10 生涯を通じた心とからだの健康支援	誰もが心身ともに健康でいきいきと生活するための取組として、 ・健康診査等による生活習慣病予防対策や、がん検診、心の健康づくりに関する講演会(毎年平均約 330 人が参加)等を定期的に実施	令和3年度(2021年度) 85.0%【目標值】

②今後の課題

「8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実」について

- ○配偶者やパートナー等からの暴力(DV)は重大な人権侵害で、男女共同参画社会の 実現を妨げるものです。我が国の DV 被害者は、女性がその多くを占めており、そ うした背景には、男女の社会的地位や経済力の格差のほか、固定的な性別による役割 分担意識等があると考えられます。
- 〇「令和3年度区調査」でも、DV被害を経験した方は女性が44.1%、男性が38.5%と、女性が多い状況にあります。特に最近では、コロナ禍の影響に伴う生活不安やストレス等から DV の増加・深刻化等が懸念されています。

【DV 被害を経験したことのある割合】



○これらのことから、DV 被害の実態を踏まえ、とりわけ女性に対するあらゆる暴力を 根絶するための取組と、DV 被害者への相談・支援の充実等を通して、地域社会全体 に暴力を未然に防ぐとともに、容認しない意識と行動を、より一層促していく必要が あります。

「9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進」について

- 〇ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的・精神的に負担が大きいことに加え、経済的に困窮するケースが多い実態にあります。 令和 3 年 (2021年)10月の区内におけるひとり親家庭(単身赴任含む)は、母子世帯が約4,762世帯、父子世帯が約560世帯と推計しており、母子家庭が全体の約89.5%を占めています。
- 〇障害者に対しては、平成 28 年(2016 年) 4 月に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を求めています。こうした取組を進める上で、特に障害のある女性は、障害に加え、女性であることで更に複合的な困難が生じる場合があることに留意する必要があります。
- 〇また、高齢化の進展に伴い、区内の高齢者人口は増加の一途をたどっており、区内在 住外国人も近年ではコロナ禍の影響により減少傾向にあるものの、中長期的なトレ ンドとしては増加傾向にあるなど、区内における人口構造は変化しています。
- 〇これらのことから、引き続き、男女共同参画の視点に立って、ひとり親家庭をはじめ、様々な事情や理由により困難な状況に置かれている人々が地域で安心して暮らせるよう、必要な支援に取り組んでいく必要があります。

「10 生涯を通じた心とからだの健康支援」について

- 〇男女共同参画社会の実現に向けては、男女がそれぞれの性差を理解し合うとともに、 心身の健康について適切に自己管理することが求められます。その中で、女性には妊娠・出産や月経随伴症状、更年期症状など、女性特有の健康問題があります。
- 〇近年、概ね減少傾向にあった東京都における自殺者数は、令和2年(2020年)に増加しました。この自殺者数のうち、男性が全体の3分の2を占めていますが、女性は前年からの増加率が13.3%となっており、コロナ禍の影響による女性の健康問題や経済的な問題などが深刻化した可能性も考えられます。
- 〇これらのことから、男女共同参画の視点に立ち、男女の性差に応じた心と体の健康 支援の取組を、引き続き、推進していく必要があります。

第3章 計画の体系と内容

1 計画の体系

- 〇前述した「計画の基本理念」(P.2)及び「今後の課題」(P.5~11)を踏まえ、本計画の体系を次のとおり定め、5 つの取組方針及び 16 の取組項目のもと、ジェンダー平等の視点を重視した具体的な取組を推進することとします。
- 〇なお、すべての取組項目に指標を設定し、本計画の進捗状況の点検・評価に活用していきます。

※取組方針1及び2は女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を、取組方針4は配偶者暴力防止法第2条の 3第3項に定める「市町村基本計画」を包含しています。

基本理念

誰

取組方針1

家庭・職場における男女共同参画と

ワーク・ライフ・バランスを推進する

・依然として固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭・ 職場における意識改革と男女のより良い協働等を図 る取組を通して、男女共同参画とワーク・ライフ・ バランスを推進します。

取組方針2

あらゆる分野における女性の参画を拡大する

・あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。

取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

・性別等に関わらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、性差に関する固定 観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組 を推進します。

取組方針4

女性に対するあらゆる暴力を根絶する

・配偶者等からの暴力(DV)による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組方針5

女性の健康と生活の困難を支援する

ñ∗ŧŧñ

区分	取組項目	No.	事 業 名	,	ページ
	(1)男性の家事・育児への参画の促進	1	男性の家事・育児支援講座 【新]	14
		2	パパと遊ぼう 【新]	14
		再掲	(No.3 の一部) 出産育児準備教室	Ť	14
	(2)安心して出産と子育てができる環境	3	安心して妊娠・出産ができる環境の整備		14
	の充実	4	産後における母子支援の充実	\top	14
		5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	\dashv	15
		6	地域における子育で支援体制の充実	+	15
		7	保育施設等の整備・充実	+	15
		8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	+	15
取		9	学童クラブの整備・充実	_	15
取組方針	(3)介護者支援の充実	10	家族介護者支援事業の充実	+	15
	(3) 月暖有又饭07儿天	11		1	16
1		12	グブルケア等の支援	_	16
	(4) 計せが倒されていぬ担べている世生	13	ダブルケア寺の文族 「ヤーク・ライフ・バランスセミナー	4	
	(4)誰もが働きやすい職場づくりの推進		ソーグ・フィブ・ハブブスセミナー 事業所への働き方改革に関する情報提供	+	16
		14		+	16
		15	子育てを応援する企業・事業所の取組推進	+	16
		16	総合評価方式による入札	,	16
		17	一般事業主行動計画の策定等支援 【新	4	16
	(5)就労支援の充実	18	女性の再就職支援の推進	4	17
		19	創業支援 	4	17
	(0) + W-51-+V 1-2 / W 7V CD - 1+ 17 / L+V/4	20	ひとり親の就業支援	4	17
	(6)事業所における女性登用の積極的推進	21	区役所における女性活躍の推進	4	18
取		22	事業所における女性活躍の推進	4	18
組	(7)意思決定過程への女性の参画促進	23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	4	18
取組方針2		24	多様な区民参加手法の推進	4	18
2	(8)男女共同参画に配慮した防災対策	25	地域防災における男女共同参画の推進	4	19
	の推進	26	防災会議における男女共同参画の推進	_	19
		27	女性のための防災講座 【新	1	19
	(9)区民・地域に対する男女共同参画	28	男女平等推進センター啓発講座	4	20
取組	の啓発	29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	_	20
組		30	男女共同参画啓発講座	4	20
方針			性的少数者に対する理解の促進	_	20
3		32	地域団体への男女共同参画の意識づくり 【新	_	20
	(10)学校教育等における男女共同参画	33	学校における男女平等教育の推進 【新	1	20
	の啓発	34	教職員に対する人権教育研修	4	20
	(11)女性に対する暴力を未然に防ぐ	35	配偶者暴力等防止啓発活動の推進	4	21
	意識啓発、情報提供	36	若年層に対する暴力防止教育の推進	4	21
		37	女性に対する暴力防止講座 【新]	21
取	(12)配偶等暴力等に関わる相談体制の	38	DV 専用ダイアル		21
取組	充実	39	あらゆる暴力・女性の問題に対する相談		21
方針		40	母子•女性•家庭相談		21
4		41	子どもと家庭の相談		21
	(13)配偶者暴力等被害者支援と各種	42	配偶者暴力相談支援センターの運営		22
	連携の強化	43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置		22
		44	母子生活支援施設への入所等支援		22
		45	各種関係機関・庁内関係各課との連携		22
	(14)ひとり親家庭支援の充実	46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス		23
田口		47	ひとり親家庭相談	$ \rfloor $	23
組	(15)女性がいきいきと暮らせる健康	48	心の健康づくりの推進		23
方	づくり	49	特定不妊治療費の助成 【新]	23
取組方針5		50	不妊相談 【 新]	23
J		51	子宮頸がん・乳がん検診 【新]	23
	(16)女性の生活に関わる相談体制の充実	52	男女平等推進センター相談事業		24

2 取組方針 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・ バランスを推進する

取組	取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進					
No.	事業名		事業内容	(担当課)		
1	男性の家事・育児支 援講座 (新)		画・運営による「男)て、区内で活動す 3性の家事・育児へ (男		
2	パパと遊ぼう 【新】			ぐるみの利用と父親 て「パパと遊ぼう」		
再掲	出産育児準備教室 (事業番号No.3の一部)		親学級」と、両親で 」を実施します。	語及や仲間づくり、 語協力して育児をする 記象庭部管理課)(
		取組項	目①の指標			
	指標名	現状値:令和3年度 (2021年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
性・ている	家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合 25.7% 40.0% 45.0% 「指標の説明」 男女共同参画に関する意識と実態調査による 25.7% 40.0% 45.0%					

取組	取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実					
No.	事業名		事業内容 (担当課)			
	安心して妊娠・出産できる環境の整備	ゆりかご面接	全妊婦を対象に、保健師等の専門職が面接を行い、心身の状況や家庭の状況等に応じた区のサービス等を盛り込んだ支援プランを作成し、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない支援やフォローを行います。 (子ども家庭部管理課)(保健サービス課)			
3		出産育児準備教 室	妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、 子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」 を実施します。 (子ども家庭部管理課)(保健サービス課)			
		妊産婦健康診査 等	妊産婦及び乳児の死亡率の低下や障害予防に役立てるため、妊産婦健康診査を実施します。また、妊娠中の歯と口腔の保持増進を図る妊婦歯科健康診査と、産婦の身体的・精神的な健康の保持を目指した産婦健康診査を実施します。 (子ども家庭部管理課)(保健サービス課)			
4	産後における母子支援の充実		、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、心身 がある母子を対象に支援する「産後ケア事業」を実施し (子ども家庭部管理課)(保健サービス課)			

			1		
	子育てを地域で支え	ファミリー・サポ ート・センター 事業		預かりや保育園等/ 会員と、支援ができ 施します。 (子&	
5		訪問育児サポー ター事業	て、育児経験があり	不安や悩みを持つ 0区の研修を受けた 者の育児のサポート (子の	訪問育児サポータ
	合う仕組みづくりの 推進	一時預かり事業		のリフレッシュ等を 実施します。 (子と	を目的として、乳幼ども家庭部管理課)
		子育て応援券 事業	により、子どもが 地域をつくことを る子育て支援のサ	と「地域の子育てた健やかに育ち、子育目的として、民間等 一ビスに利用できるて世帯と妊産婦になる。 (子ど	育てを共に支える 事業者等が実施す る「子育て応援
	がはにもけてフラヴァ	子どもセンター		情報の提供や、様々 に関する相談を行い	な子育て支援サー
6	地域における子育て支援体制の充実	子ども・子育て プラザ	乳幼児親子同士の交流の機会や安全・安心な遊びの場が提供できるよう、子ども・子育てプラザを区内 14 か所に整備する取組を計画的に進めます。 (児童青少年課)		
7	保育施設等の整備・ 充実		保育需要に見合った が認可保育所に入所		引き続き、希望す
8	多様なニーズに対応 した保育サービスの 推進	障害児保育の 拡充	定園 15 園のほか	に応えるため、区立 、私立保育園を含め に、医療的ケアが必 。	た障害児の受け入
	任任	病児保育	病気などで保育施 に預かります。	設等に登園できない	1乳幼児を一時的 (保育課)
9	学童クラブの整備・ 充実	接する小学生の放 区立施設等のスペ な育成環境の確保 めに医療的ケアが	ラブを整備していく 課後等の居場所の機 ースを有効に活用し に取り組みます。 a 必要な子どもが、値 ブでの受入体制のを	機能などを移転した ノ、待機児童対策の また、日常生活及び 主み慣れた地域の中	後の児童館施設や 推進と安全・安心 社会生活を営むた
		取組項	自②の指標		
	指標名	現状値:令和2年度 (2020年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
子育てが地域の人(もしくは社会で)支えられていると感じる人の割合 74.5% 【指標の説明】 区民意向調査による			79.0%	82.0%	85.0%

取組	取組項目③ 介護者支援の充実						
No.	事業名	事業内容 (担当課)					
10	家族介護者支援事業 の充実	家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、「ほっと一息、介護者ヘルプ事業※1」、「徘徊高齢者探索システム事業※2」、「介護用品の支給事業」など、区独自の多様な支援を行います。 ※1 「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」…高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした支援サービス。区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助の代行を行う事業。 ※2 「徘徊高齢者探索システム事業」…認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス。(高齢者在宅支援課)					

	1				
11	介護における心の相 談 (新)			受者からの相談を受 D心の葛藤を整理し (在宅医療・5	
12	ダブルケア等の支援 【新】	親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一体的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートします。 (在宅医療・生活支援センター)			
		取組項	[目③の指標		
	指標名	現状値: 令和2年度 (2020年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
ていば指	も在宅での介護を続けけると思う人の割合 票の説明】 民意向調査による	87.9%	90.0%	90.0%	90.0%

取組	取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進						
No.	事業名		事業内容	(担当課)			
13	ワーク・ライフ・バ ランスセミナー	識啓発を主眼とし	た講演会等を実施す に対する認識を高め りを促します。	対象に、仕事と生活 することにより、事 か、男女共に多様で 共同参画担当)(』	業所側のワーク・ 柔軟な働き方を選		
14	事業所への働き方改 革に関する情報提供	き方改革に関する	情報提供を行いますれるよう、国・都た	な働き方や長時間労 す。また、男性従業 が実施する様々な両 振興センター)(男	員の育児・介護休 立支援制度の周知		
15	子育てを応援する企 業・事業者の取組推 進	庭の両立支援や地	域の子育て支援に積 「子育て優良事業者	目を推進するため、 責極的に取り組み、 音表彰」を実施し、 (子と	成果を挙げている		
16	総合評価方式による 入札	受けている場合や	次世代育成支援対策	対象に、区の子育で 後推進法に定める認 L方式を適用します	定を受けている場		
17	一般事業主行動計画 の策定等支援 【新】	事業主行動計画」	の策定及び改定を促	ンて、産業関係団体 2すとともに、国や)策定及び改定を支 (産	東京都による支援		
		取組項	目④の指標				
	指標名	現状値: 令和3年度 (2021年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)		
ワーに取割合 (指格)	区内事業所において ワーク・ライフ・バランス に取り組んでいる事業所の				87.0%		

取組	取組項目⑤ 就労支援の充実					
No.	事業名		事業内容	(担当課)		
18	女性の再就職支援の 推進	て、公益財団法人	子育てや介護で仕事を離職した女性など、就労を希望する女性を対象として、公益財団法人東京しごと財団との共催による女性再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援します。 (男女共同参画担当) (産業振興センター)			
19	創業支援	計画の立て方を学	ぶセミナーを実施し ショップ等を実施し	対象に、起業に係る ノます。また、起業 ノ、創業後の順調な (超	・創業した方の経	
20	ひとり親の就業支援		費用の負担軽減のな	する資格の取得を目 こめの給付金を支給 (子と		
		取組項	目⑤の指標			
	指標名 現状値: 令和2年度 令和6年度 令和9年度 令和12年度 (2020年度) (2024年度) (2027年度) (2030年度)					
より 【 指標	(2020 年度) (2027 年度) (2030 年度) (2030					

3 取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

取組	取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進					
No.	事業名		事業内容 (担当課)		
21	区役所における女性 活躍の推進	女性職員の活躍推進につながる研修等によるキャリアアップ支援を行い、 管理職に占める女性職員の割合を増やします。また、男性職員の育児に関 する休暇・休業の取得を促進し、女性が働きやすい環境づくりを進めま す。 (人事課)				
22	事業所における女性 活躍の推進	女性が活躍しやすり	職場における固定的な性別による役割分担意識や仕事のやり方を見直し、 女性が活躍しやすい職場づくりに向けた意識改革や風土の改善を促進する ため、区内事業所に対して啓発冊子の配布等による働きかけを行います。 (男女共同参画担当)			
		取組項	自⑥の指標			
	指標名	現状値: 令和3年度 (2021 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
の登り	所における女性管理職 用割合 票の説明】 当課調査による	21.2%	30.0%	30.0%	30.0%	

取組	取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進						
No.	事業名		事業内容(担当課)			
23	区の審議会等委員に おける女性の積極的 登用の推進		区政における政策・方針の意思決定過程に女性の参画を進めるため、審議会 等における女性委員の登用を推進します。 (男女共同参画担当)				
24	多様な区民参加手法の推進	め、性別・年齢等の 意見交換会のほか、	より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮した上で無作為に抽出された区民による意見交換会のほか、ワークショップ、オープンハウスなどの手法を活用し、女性を含む多様な区民の区政参加を促進します。 (企画課)				
		取組項	自一の指標				
	指標名	現状値:令和2年度 (2020年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)		
委員の	審議会等における女性 の登用割合 票の説明】 当課調査による	36.3%	40.0%	45.0%	50.0%		

取組	取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進				
No.	事業名		事業内容 (担当課)	
25	地域防災における男 女共同参画の推進		の場となる震災救援所 にめの取組を進めます		の確保に、女性の (防災課)
26	防災会議における男 女共同参画の推進		防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進します。 (防災課)		
27	女性のための防災講 座 (新)		えた災害対策を学び考 る人材育成を図ります		災害時に女性 (防災課)
		取組項	自8の指標		
	指標名	現状値: 令和2年度 (2020 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
区の防災対策において女性 の視点を生かすための工夫 がなされていると感じる人				50.0%	

4 取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を 促進する

取組	取組項目③ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発					
No.	事業名		事業内容	(担当課)		
28	男女平等推進センター 啓発講座	地域団体やNPOシ	男女平等推進センターの男女共同参画啓発講座について、区内で活動する 地域団体やNPO法人等の企画・運営により、ワーク・ライフ・バランスや 女性の活躍推進等の多様なテーマ・内容で実施します。 (男女共同参画担当)			
29	男女平等推進センター における情報・資料 提供	識を高めるための	書籍の貸出や資料提	ーナーにおいて、男st 供を行います。また、 整理や図書目録の見配 (男女も	情報•資料コ	
30	男女共同参画啓発事業	を推進できるよう、		人権尊重を基盤とした 広報紙、男女平等推議 います。 (男女		
31	性的少数者に対する 理解の促進	対する差別や偏見が	関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に 対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解 が促進されるよう、啓発活動に取り組みます。 (総務課)(男女共同参画担当)			
32	地域団体への男女共 同参画の意識づくり 【新】		固定化されることな 共同参画に向けた意		かるよう、地域 共同参画担当)	
		取組項	見目のの指標			
	指標名	現状値: 令和3年度 (2021 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
なっ (【指 男:	全体で男女が平等に ていると思う人の割合 票の説明】 女共同参画に関する意識 実態調査による	8.0%	30.0%	35.0%	40.0%	

取組	取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発						
No.	事業名		事業内容	(担当課)			
33	学校における男女平 等教育の推進 (新)			味と各教科等における 等の観点に立った実践 (済			
34	教職員に対する人権 教育研修	東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講 を通して、教職員に対し、人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底しま す。 (済美教育センター)					
		取組項	自⑪の指標				
	指標名	現状値: 令和3年度 (2021年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)		
って(の割) 【指 区I	生活で男女が平等にないると思う児童・生徒合 際の説明】 対学校の児童・生徒を対とした質問紙調査による	_	60.0%	65.0%	70.0%		

5 取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

取組	取組項目⑪女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供					
No.	事業名		事業内容(担当課)		
35	配偶者等暴力防止啓 発活動の推進		配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、 パネル展示、ポスターの掲示、DV防止啓発カードの配布等による啓発活動 を行います。 (男女共同参画担当)			
36	若年層に対する暴力 防止教育の推進	いて、若年層に対す	交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデートDVの防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学・高校へ出張し、デートDV出前講座を実施します。 (男女共同参画担当)			
37	女性のための犯罪被 害防止講座 (新)	女性をターゲットとした犯罪による被害を防ぐため、自らの心身を守るため にできること等を学ぶ講座を開催します。 (男女共同参画担当)				
		取組項	目⑪の指標			
	指標名	現状値: 令和3年度 (2021 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
DV に対する区民の認識 (「大声で怒鳴る」行為を DV と認識している区民の 割合) (【指標の説明】 男女共同参画に関する意識 と実態調査による		85.1%	88.0%	91.0%	94.0%	

取組	取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実					
No.	事業名		事業内容 (担当課)		
38	DV専用ダイアル		ーからの暴力に関する 配慮した相談に応じ、	関係機関と連携し		
39	あらゆる暴力・女性 問題に対する相談		建師地区活動を通して ちに、関係機関と連携	して対応します。	を早期に発見し 健サービス課)	
40	母子·女性·家庭相 談	ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、婦人相談員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行います。 ※母子・父子自立支援員…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。 (杉並福祉事務所)				
41	子どもと家庭の相談		や保護者等からの子育 談を受け付け、関係機	関と連携しながら、		
		取組項	目⑫の指標			
	指標名	現状値: 令和3年度 (2021 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
談し 【指権 男3	被害者が公的機関に相 た割合 票の説明】 女共同参画に関する意識 実態調査による	19.5%	30.0%	40.0%	50.0%	

取組	取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種関連の強化				
No.	事業名	事業内容 (担当課)			
42	配偶者暴力相談支援 センターの運営		爰センターの運営を通]な支援につなげます。 きます。 (男な		援センターの機
		住民基本台帳事務 における支援措置	DV及びストーカー 者に伝わらないよう 台帳の閲覧等の制限	、被害者からの申	
		国民健康保険に おける支援措置	住民基本台帳事務に お、住民登録を変更 地などの確認ができ 扱いを行います。	することができな	い場合、現在住所
43	DV被害者等の安全確 保とその他の支援措置	保育園入園における支援措置	入園申し込みに関し 害者からの申し立て り親世帯に準じたも 在園中は、日常の保 化を感じとり、早期 て各関係機関と連携	等により居住の実 のとして適切に対 育を通して保護者 発見のため経過を	態を確認し、ひと 応します。なお、 や児童の心身の変
		就学事務・就学援 助における支援措 置	被害者の子どもの安 危険が及ばないよう 在籍状況等の適切な 録がない場合であっ り居住の実態を確認 応を進めます。	。、区立小・中学校 対応を図ります。 っても、被害者から	への入学、転校、 また、区に住民登 の申し立て等によ
44	母子生活支援施設への入所等支援	か、住宅の確保が必 設指導員が連携して	・未婚の母子世帯に対 必要な場合に、福祉事 て生活や就業の援助を ミ、DV被害にあった	務所の母子・父子E 行う、母子生活支持 母子世帯等に対し、	自立支援員と施 爰施設への入所
45	各種関係機関・庁内 関係各課との連携		り」問題対策連絡会議 共有と今後の対応等に	向けた意見交換を行	
		取 組 項	[目13の指標		
	指標名	現状値: 令和3年度 (2021 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
被害 【指标 男3	被害を誰かに相談した 者の割合 票の説明】 女共同参画に関する意識 実態調査による	21.4%	24.0%	27.0%	30.0%

6 取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

取組	取組項目⑭ ひとり親家庭の支援の充実						
No.	事業名		事業内容(担当課)			
46	ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス	親の就労、就活または就学などで日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支えます。 (子ども家庭部管理課)					
47	ひとり親家庭相談		母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施します。 (子ども家庭部管理課)(杉並福祉事務所)				
		取組	引⑭の指標				
指標名		現状値: 令和2年度 (2020 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)		
【指标	り親家庭の相談件数 票の説明】 当課調査による	5,330 件	5,000 件	5,000 件	5,000件		

取組	取組項目15 女性がいきいきと暮らせる健康づくり					
No.	事業名		事業内容(担当課)		
48	心の健康づくりの推進	近年、心の病気になる人が急増している状況に加え、感染症の蔓延などにより生活様式や就労環境が大きく変化したことにより、ストレスを抱え、心に変調をきたす人達の増加が予測されるため、心の健康に関する講演会や保健センターで心の健康相談を実施します。また、うつ病対策としての出産前後の心の相談やうつ病患者の家族支援のほか、自殺予防対策の取組を進めます。 (保健予防課) (保健サービス課)				
49	特定不妊治療費の 助成 (新)	高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。 (健康推進課)				
50	不妊相談 【新】	妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定 専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及 啓発と不安軽減を図ります。 (健康推進課)				
51	子宮頸がん・乳がん 検診 【新】		よる死亡率を下げるこ されている、国の指針 Fに1回)します。		,	
		取組項	自⑤の指標			
	指標名	現状値:令和元年度 (2019年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
未満 (指 年 年	区女性のがんの 75 歳 年齢調整死亡率 票の説明】 齢調整死亡率計算式を いて区が算出した数値	52.6%	52.6%	51.1%	49.2%	

取組	取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実					
No.	事業名		事業内容(担当課)		
52	男女平等推進センタ ー相談事業	門の女性相談員が	間関係、性的少数者に 相談を受け、ともに考 題等について女性弁護	える一般相談を実施 士による法律相談な	拖します。ま	
		取組項	自⑯の指標			
	指標名	現状値:令和2年度 (2020年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
Separe				970件		

第4章 計画の推進に向けて

1 区役所における男女共同参画の推進

○区は、区内事業所の模範となるよう、「特定事業主行動計画の推進」をはじめとする、区役所における男女共同参画の取組を推進します。

No.	事業名	事	業内容 (担当課)			
		次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した 特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に 掲げた取組を推進し、目標及び指標の達成を図ります。				
			指標			
		目標	項目	令和7年度 (2025年度)		
		(1)男性職員の配偶者 支援と子育てへの参 加促進	・男性職員の出産支援 休暇・育児参加休暇取 得率	100%		
1	特定事業主行動計画の推進		・男性職員の育児休業 取得率	30%		
		(2)年次有給休暇の取 得の促進	・ 職員の年次有給休暇 取得率	80%		
		(3)超過勤務の縮減	・職員の月当たり超過 勤務時間	10時間		
		(4)女性職員のキャリ ア形成	・管理職に占める女性 職員の割合	30%		
			・係長級に占める女性 職員の割合	50%		
				(人事課)		
2	在宅勤務型テレワークの推進		からの試行実施結果を踏ま クワーク」を本格実施し、 1 隻等を図ります。			
3	ハラスメント防止体制の推進		Nラスメントの相談員及び 学を通してハラスメントに			
4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施します。 (人事課) また、「男女共同参画ニュース」を定期的に発行し、職員の意識 啓発とともに、男女共同参画の観点に立った施策・事業の企画・ 立案・実施につなげます。 (男女共同参画担当)				
5	性的少数者に対する理解の促進		て、職員の性的少数者に対 「。 (総務課)(男女:			

2 計画の推進体制と進捗管理

- 〇本計画の推進を図るため、庁内組織である「杉並区男女共同参画推進会議」※において各年度の取組の進捗状況を点検・評価するとともに、その結果等を踏まえ、今後に向けた必要な措置を講じます。 なお、取組項目毎に設定した指標の達成度の確認等に資するため、基本的に3年ごとの頻度で「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施していきます。
- 〇この点検・評価に当たっては、あらかじめ「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」に進捗状況を報告 し、意見を聴取します。
- 〇また、男女共同参画に関する国や東京都、他自治体の動向等に関する調査・研究を適宜行い、本計画 の改定・見直し等に生かしていきます。
 - ※ 杉並区男女共同参画推進会議…杉並区における男女共同参画に関する総合的な施策を推進するために設置した庁 内組織で、副区長、教育長及び部長級職員により構成。推進会議には、所管部長及 び関係課長で構成する幹事会を置き、推進会議から付議された事項の調査・検討等 を実施。